

# 巻頭言



No. 167

二〇一〇年一〇月一〇日

全国公害弁護団連絡会議

東京都渋谷区渋谷二一〇一六スガハラビル五階

渋谷法律事務所

TEL: 〇三三五四六八八八

FAX: 〇三三五四六八八八

## 「画期的判決の獲得か 大量被害者の生前救済か」

顧問 千場 茂 勝

### 一、画期的判決が提起するもの

公害訴訟という集団訴訟を長期にわたってやっている、画期的勝訴判決を勝ち取るか、和解によって大量の被害者の生前の救済を勝ち取るかという大きな岐路にぶつかる。

本年七月一六日、大阪地裁は、水俣病関西訴訟の原告として最高裁判決で水俣病罹患を認められた大阪府豊中市の女性（八四才）を原告とし、熊本県を被告とする水俣病認定義務付訴訟において、水俣病の国の認定基準を「医学的正当性を裏付ける証拠は存在

しない」として明快に否定し、棄却処分を取り消し、熊本県に女性を水俣病に認定するよう命じた。

これはまさに画期的判決と言ってよい。

## 二、国の認定基準とは何か、

### どんな役割を果たしていたのか

これは、一九七七年七月の環境庁環境保健部長通達「後天性水俣病の判断条件」のことである。これによって従来の認定基準は改められ、水俣病の認定にはいくつかの症状の組み合わせが必要となった。従って、それ以降は行政認定は激減した。

私たち水俣病訴訟弁護団は、この「七年判断条件」による棄却の激増を「水俣病患者大量切り捨て政策」と位置づけた。これが、水俣病第二次訴訟、第三次訴訟において、大きな壁であった。

第二次訴訟の第一審の熊本地裁判決

(七九・三)において、棄却患者等一三名中一名を水俣病患者と認めさせ、マスコミは「国の認定基準は破綻した!」と報じた。

控訴審の福岡高裁判決(八五・八)では「判断条件は：広範囲の水俣病像の水俣病患者を網羅的に認定するための要件としてはいささか厳格に失している」と断定し、七七年判断条件を否定した。チツソは控訴せず、この判決は確定した。

しかし、一審判決に背を向けて、環境庁は「司法判断と行政判断は別だ」と称して、七七年判断条件を固守し、大量切り捨て政策を続行した。

私たちは、国の切り捨て政策をやめさせるためには、国を被告としてその責任をはっきりさせる外はないと、熊本地裁に第三次訴訟・国家賠償裁判を起こした(八〇・五)。

その後水俣病国家賠償訴訟は東京訴訟、京都訴訟、福岡訴訟と全国的に広が

り、私たちは水俣全国連を結成して連合戦線をはった。

第三次訴訟第一審判決(八七・三)は、国の水俣病の発生・拡大の責任を明らかにし、七七年判断条件については「各種の症状の組み合わせを必要とする見解は狭きに失する」と断じた。

しかし、国は大量切り捨て政策を続行した。

## 三、九五年政治決着へ

やがて、全国連に和解解決論が起こったが、私は応じなかった。福岡高裁で国に対する勝訴判決をどうしても取りたかったからである。

しかし、ある原告が死んで、仏様参りに行った際、その息子から「もうおやじは死んでもうた。死んでから勝ったっちゃ何になつとか!」と罵倒され、私は和解論に転向した。

当時、約一四〇〇人の第三次訴訟原告

は平均年齢七〇才に達しており、「生きている内に救済を！」と願う原告らの願望は、各弁護団を動かし、水俣病の個人の人主張・立証を要する二一〇〇名の原告をかかえる水俣病全国連は和解を目指すことになった。

しかし、各裁判所が和解勧告をしたにもかかわらず、国は和解を拒否した。それから、全国連は「福岡高裁和解案によって、国は水俣病問題解決の政治決断をせよ！」のスローガンをかかげて、総理官邸に行き、また各省交渉を重ね、国会めぐりを数十回も行った。

そのたたかひの結果、遂に政府は水俣病政府解決策を決定し、原告団総会での圧倒的多数の受入希望を受けて、一九九五年一〇月水俣病全国連はその受入を決定し、その後和解が成立した。

政府解決策によって救済を受けた者は一万一〇〇〇人を超えた。第三次訴訟提起から一五年、各裁判所の和解勧告があ

つてからでも五年以上を経過していた。

#### 四、水俣病関西訴訟最高裁判決

この九五年政治決着によって、水俣病の被害者救済は終わったとされていた。

ところが、それから九年経って、二〇〇四年一〇月水俣病関西訴訟最高裁判決が出た。

この判決は、国の責任を認めるとともに、水俣病の病像については、大阪高裁判決を是認し、七七年判断条件が複数の症状の組み合わせを条件としているのに対し、感覚障害の一症状でも水俣病と認めるとした。

その結果、これによって行政の認定基準が改められ、新たに救済が受けられるという期待が広がり、熊本・鹿児島両県に対する認定申請者が急増した。このことは、未救済の水俣病患者が多数存在していることを物語るものである。

一方、私たちは、一部の学者・支援者

から何故途中で和解したのかという厳しい指弾を受けた。

#### 五、新たな訴訟の提起と

##### 熊本地裁での基本合意

二〇〇五年一〇月、五〇人の被害者が、チッソ、国及び熊本県を被告として、熊本地裁に損害賠償を求めるノーモア・ミナマタ国賠等訴訟を起こした。

二〇一〇年一月二二日、水俣病裁判史上初めて、国が和解協議のテーブルにつき、同年三月一五日、熊本地裁は和解解決の「所見」を示した。そして、原告団及び被告国、熊本県、チッソが同所見を受け入れることを表明し、同月二九日、原告団間に和解に向けての「基本合意」が成立した。

私たち全国連のたたかひの場合には、多くの裁判所の和解勧告に、国は全くかかず、国を引っ張り出すのに五年もかかったのだから、国が積極的に和解のテー

ブルに着き、国も入った原告告間の協議の末に基本合意ができており、これは評価するに足りると私は思う。

なお、ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟は今や二五〇〇名の原告団をかかえる大集団訴訟となっている。

その後、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟が大阪地裁で、ノーモア・ミナマタ新潟訴訟が新潟地裁において和解協議に入っており、ノーモア・ミナマタ東京訴訟も東京地裁で和解を目指している。

## 六、批判を恐れず前進を！

水俣病認定義務付訴訟大阪地裁判決によつて、三三年の長きにわたつて水俣病患者の切り捨てに猛威を振るつてきた七年判断条件は否定された。

この判決に拠つて、最高裁判決を勝ち取り、七七年判断条件の否定を確定させ、国に認定基準を変えさせることは、まさに画期的判決の獲得である。

その道を進もうとする弁護団も存在する。

しかし、ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟の原告団・弁護団はその道を進んではいない。

これから、地裁・高裁・最高裁とたたかいを重ねれば、約一〇年はみておかねばならない。個々人の主張・立証を要する二五〇〇人の原告なのである。前述の大阪地裁判決は一人の原告で提訴以来三年を超えているのだ。

そうなると、現在平均年齢六六才と聞く二五〇〇人の原告は、その内何人が生きていく内の救済を受けるのだろうか。

また一部の学者・支援者の批判を受けるであろうが、この弁護団が、和解によつて、大量の原告の生前救済の道突き進んでいるのは正しいことであり、速く被害者救済ができることを私は心から祈っている。



# 広島・国道二号線公害差止訴訟 第一審判決について

弁護士 足立修一

## 一、はじめに

二〇一〇年五月二〇日、広島地方裁判所は、二〇〇二年八月、国道二号線沿道住民と勤務者が提訴した裁判で、沿道住民の訴えを認め、三七名の原告らに対し、総額約二二〇〇万円の賠償を支払うよう、国と広島市に命じた。

道路騒音公害で国などに損害賠償責任を認めたのは、一九九五年七月の国道四三号線最高裁判決から一五年ぶりであり、三大都市圏以外の道路騒音公害訴訟では初めての勝訴判決である。

## 二、判決の内容

判決は、道路公害の差止や提訴などで事実上計画が中断する高架道路延伸工事の差止は認めなかったものの、沿道住民が受けている道路公害を忍受限度を超えるものと正しく認定し、以下の損害賠償を命じた。

道路沿道に居住する者に対し、昼間屋外の騒音が六五dB（デシベル、音の強さの単位）を超える者ないし道路一列目に居住する者に対して日額一〇〇円、夜間の室内騒音が四五dBを超える者に対しては、日額二五〇円の賠償を命じた。

三、本判決は、四三号線最高裁判決を基本的に踏襲し、かつ、現在の建物の状況に即してバージョンアップしたものである

本判決は、現行の騒音環境基準より低い数値であっても、忍受限度を超え違法な状態にあることを認めた点に大きな意義がある。特に、道路騒音に関する環境基準が一九九八年にL50（騒音の中央値、一〇〇個の音のうち五〇番目の音の値）の基準から、 $L_{Aeq}$ （等価騒音レベル＝騒音レベルを平均化して評価）の基準に変更された後、国道四三号線の最高裁判決と同様の判断がなされるかが一つのポイントであった。すなわち、このときに、国道二号線のような幹線道路に近接する地域の騒音環境基準は、夜間屋外六〇dB（L50）から同六五dB（ $L_{Aeq}$ ）、昼間屋外六五dB（L50）から同七〇dB（ $L_{Aeq}$ ）に変更された。同程度の基準を維持するためとされたが、実際には、やや緩和して

いるという評価も強かった。

本判決は、基本的には、四三号線最高裁判決の基本的な判断を敷衍（ふえん）する形で判断したと評価できる。

一九九五年の四三号線最高裁判決が賠償を認容した基準は、①居住地における屋外等価騒音レベルが六五dB以上の騒音に暴露された原告らは、受忍限度を超える被害を受けた、②本件道路端と居住地との距離が二〇メートル以内の原告らは、iその全員が排気ガス中の浮遊粒子状物質により受忍限度を超える被害を受けた、ii騒音及び排気ガスによる被害以外の心理的被害等を併せ考えると、屋外等価騒音レベルが六〇dBを超える騒音に暴露された者が受忍限度を超える被害を受けたというものであった。

これに対し、本判決は、屋外昼間七〇dBの環境基準に対して六五dBを超えると受忍限度を超えることを明確に示した。

また、本判決は、騒音による睡眠妨害

のリスクの重要性に着目し、夜間屋内騒音基準を設定した。その際、家屋の防音性能について、騒音鑑定の結果、かなりのばらつきがあり、鉄筋の建物では三〇dB程度減衰するところもあれば、木造の建物では一五dB程度しか減衰しないことが判明した。このことを受け、現行の室内環境基準は、一律に二五dBの防音性能があることを前提にしている点を疑問視して、実際に室内に届く騒音から受忍限度の有無を判断するという手法を採用したものと見られる。

#### 四、差止を認めず、勤務者原告の請求を棄却したことを控訴審で覆したい

しかし、道路公害（騒音・大気汚染）及び高架道路延伸工事についての差止を認めなかった点、道路沿道に居住していない勤務者原告について損害賠償請求を認めなかった点において、不当な判断を

示している。

この点は、騒音による健康リスクにかかると主張立証を緻密に行うとともに、大気汚染を中心論点とした尼崎道路公害訴訟、名古屋南部道路公害訴訟において、認容されていたことに学び、この観点からの主張立証も尽くす必要がある。その意味では、一審での主張立証にやや不十分な点があったことを率直に総括しなければならぬと考えている。

さらに、勤務者原告についての損害賠償請求を認めなかった点については、道路沿道の騒音公害において、夜間の睡眠妨害を強調したことの反動として、昼間しか沿道で生活しない者の賠償が認められないことに繋がった。昼間の生活妨害が勤務者である原告らにとっては苦痛となること、沿道での大気汚染の状況などについての立証を積み重ねる必要がある。さらに、道路沿道であるからといって、勤務者原告らに必ずしも道路の利便

さをもたらすものではないことなどを指摘していききたい。

この判決の内、公害の差止及び高架道

路延伸工事の差止を認めなかったこと、勤務者原告らの被害を救済しなかったことについては、控訴審で不当な判断を改

めさせたい。

# 普天間基地爆音訴訟 控訴審判決

弁護士

日 高 洋 一 郎

一、

二〇一〇年七月二十九日、提訴から約八年の歳月を経て、普天間基地爆音訴訟の控訴審判決が言い渡された。

訴訟団の最大の目的であった夜間・早朝の飛行差し止めについては、従来の第三者行為論に加え、やや統治行為論的な言い回しで棄却されてしまったものの、損害賠償請求の点については、同種訴訟に携わる全ての者に対して勇気を与えた

と評することが出来る判決であったと思われる。

二、飛行差し止めについて

先に述べたとおり、結論としては棄却となった。

主な理由はいわゆる第三者行為論（詳細は割愛）である。

これに加えて、原告らは、被告国は地位協定上の当事者である米軍に対し、安



保条約の廃棄（安保条約一〇条）ないし提供施設の返還要求（地位協定二条二項、三項）を行い、事実上の影響力を行使す

ることにより、米軍機の運航を規制することが出来る地位にあるのだから、それをしないまま爆音を放置する被告は米国の「共同妨害者」であると主張した。しかし、被告が安保条約を廃棄し、または普天間飛行場の提供施設の返還要求をするか否かは、我が国の安全保障全般に直接影響し、かつ、国の存立の基礎にきわめて重大な関係を持つ事柄であるから、上記の返還要求等の当否の判断は被告による政治的責任を伴った広範な裁量にゆだねられており、司法機関において、かかる被告の行動に影響を及ぼす可能性のあるような差し止め命令を発することは出来ない、と判断された。

本件訴訟は、凄まじい爆音により日夜被害を受け続けている住民からのこれ以上の侵害行為を止めてほしいとの切なる思いを伝えたものであったが、人権救済の砦たるべき裁判所がこのような及び腰の判断をするについては、落胆の色

を隠すことが出来ない。後に述べるとおり、司法は、原告らの受けている被害に一定の理解を示している以上、過去はもちろん、将来に向けても住民らを被害から救済するのが司法の役割ではなからうか。この点の是非については、改めて最高裁判所に問うことになる。

### 三、損害賠償について

飛行差し止めについては残念な結果となってしまうが、損害賠償については、同種訴訟に大きな影響を与える大きな一歩を踏み出すことが出来たといえよう。まず特筆すべきは、航空機騒音による損害賠償請求訴訟において、初めて低周波による被害を認めたことである。

原判決においては、原告らの中には低周波音によりイライラ感及び不快感の精神的苦痛を受けているものが相当多数いると推認することが出来るとしながら、原告ら全員が最低限等しくこのような精

神的苦痛を受けていると認めることは出来ないと判断された。

しかし、本判決は、特に、①沖縄県調査によれば、本件航空機騒音による生活妨害についての回答結果は、W値と両対応関係にあり、かつ、普天間飛行場周辺の反応率は、嘉手納飛行場周辺より、W値で五ないし一〇に相当する程度高くなっていること、②上記の反応率の差異を導く主要な要因として想定しうるのは低周波音の影響しかないこと、③普天間飛行場の常駐機は、低周波音を発生しやすいヘリコプターやプロペラ機が中心であり、ジェット機が常駐機のひとつである嘉手納飛行場とは、常駐機の構成に際立った違いがみられることなどから本件航空機騒音に含まれる低周波音による心身に対する被害を認定することには合理性が認められるとした。

これまで航空機騒音にまつわる訴訟において、低周波音による被害が裁判所に

認められたことはなかっただけに、本判決は極めて重要な意義を持つものとなった。但し、この結論は、低周波音を発生しやすいヘリコプターやプロペラ機が中心となっている普天間基地の特質を裁判所がきちんと捉えた結果でもあり、他の基地訴訟において常に同様の結果が得られるかどうかは疑問が残る。

次に、慰謝料額を原判決認定額の倍額としたところも、本判決の特筆すべき点である。これまで、他の基地訴訟（横田、厚木、嘉手納など）においても、原判決同様W七五区域については一日当たり一〇〇円、W八〇区域については一日当たり二〇〇円というのがこれまで認められてきた水準であった。しかし、本判決は、「比較的類型的な判断になじみやすい交通事故損害賠償請求訴訟における慰謝料の推移」につき「昭和五七ころから平成一四年ころまでの間に生命・身体等の法益に対する社会的評価が大きく高ま

り、その侵害に対する精神的苦痛を慰謝するために必要な金員の額も、二倍を超えて高騰している」ことを指摘し、原判決が認容した慰謝料額が「現時点では低きに失している」と述べ、W七五区域については一日当たり二〇〇円、W八〇区域については一日当たり四〇〇円の慰謝料を認めた。

もともと、一日に一本の飲み物代くらいにしかならない慰謝料額ではあまりに低すぎるという認識は原告団、弁護団の共通認識ではあったものの、長年その壁を超えることが出来ないうた。今回、他の具体的な事例（交通事故）の水準と比較することで、生命・身体法益に対する評価を裁判所が改めたこと自体は評価に値すると思う。但し、だからと言って今回の金額が爆音被害に対する正当な補償になるわけではないことは言うまでもない。

最後に、防音工事による慰謝料の減額

幅が少なくなったことにも触れておきたい。

原判決は、防音工事がなされた室数に応じ、一室目一〇％、二室目以降一室につき五％、最大三〇％の減額を認めていたが、本判決は、一室目一〇％、二室目以降一室につき五％、しかし最大でも二〇％の減額を認めるにとどまった。これは、住宅防音工事そのものによる防音効果の程度に疑問があること、部屋を密室化することに伴う生活の質の低下や冷房の使用による電気料金の負担増、そして、沖繩に特有の事情として、その気候や窓を開放して過ごす等の生活習慣を考慮したことの結果である。

以上のとおり、差し止めの点はともかく、損害賠償請求の点については、一定程度原告らの訴えを汲み取ったと評価できる判決であったといえる。

#### 四、危険への接近論について

なお、本判決は、被告主張の危険への接近論について、沖縄本島中部地域では普天間基地の爆音被害を受けずに居住できる地域が限られており、地縁・血縁、生活、職業上の理由からやむを得ず普天間飛行場周辺に転居したものと認定し、これ以上個々の原告らの具体的な認識や転居に至る事情は本件の結論を左右するものではないとした。無論、騒音問題を何らかの方法で利用し、または普天間基地周辺に居住することで何らかの利益を得ようとした者がいればその者との関係では危険への接近論が問題になりうるが、被告がこれを主張立証しないということが、被告がこれを主張立証しないということだけで排斥しており、事実上、危険への接近法理は意味をなさないものとなったと評価できるであろう。その点も本判決の特徴である。極めて常識的な判断ではあるが、司法がここまで断言したことに ついては、評価されるべきであると思う。

#### 五、今後

以上、本判決を簡単に紹介させてもらったが、やはりまだ差し止め請求については課題が残っている。本判決は、普天間基地につき「世界一危険な飛行場と称されている」と断言しており、改めてその危険性が認識された。今後も全国の基地訴訟団と協力・連携して、静かな夜を取り戻すべく戦っていく必要がある。



## 薬害イレッサ西日本訴訟 結審

薬害イレッサ西日本訴訟弁護団事務局長

弁護士 永井弘 二

後三時と指定されました（東日本訴訟は追って指定）。

### 二、薬害としてのイレッサ事件

イレッサの致死的な副作用である急性肺障害・間質性肺炎は、承認前の動物実験、国内外の臨床試験及びEAP（拡大治験プログラム）などによって、危険性を示す情報が蓄積されてきました。

にもかかわらず、アストラゼネカ社は、學術情報の提供等を装って、イレッサは分子標的薬であり「副作用の少ない抗がん剤」という宣伝を行い、イレッサは「夢の抗がん剤」であるという雰囲気醸成されていきました。他方、添付文書等における警告などの安全性確保措置は、極めて不十分であり、こうした誇大な宣伝と不十分な安全性確保措置が、異常ともいえるイレッサの被害を発生させ拡大させていきました。

国は、こうしたアストラゼネカの販売

### 一、はじめに

イレッサは、アストラゼネカ（英国）が製造し、日本子会社であるアストラゼネカ株式会社（本社・大阪市）が輸入承認した肺がんに対する抗がん剤です。承認前後から副作用の少ない分子標的治療薬であり、「夢の新薬」として過剰な期待があらわれ、二〇〇二年七月五日、世界に先駆けて申請から僅か五ヶ月余りという異例な早さで承認されました。

しかし、販売直後から間質性肺炎等の急性肺障害による死亡が多発し、二〇〇二年一〇月一五日、緊急安全性情報が発出され、何度も添付文書が改訂されるな

どしてきました。承認後半年足らずで一

八〇名、二年半で五五〇名余りの方が死

亡しました。二〇一〇年三月の死亡者は

八一〇名にのぼっています。副作用の強

い抗がん剤といえども、これだけの死亡

者を出したのは極めて異常な事態です。

二〇〇四年七月一五日、大阪地裁に薬

害イレッサ西日本訴訟が提起され、同年

一月二五日には、東京地裁に薬害イレ

ッサ東日本訴訟が提起されました。

そして、六年にわたる審理を経て、本

年七月三〇日に西日本訴訟が、八月二五

日に東日本訴訟が結審しました。西日本

訴訟の判決は、二〇一一年二月二五日午

戦略の前に余りに無力であり、むしろこれに加担するかのようには、こうした宣伝を放置し、安全性確保措置を取らなかったのです。

イレッサ事件が薬害である所以は、危険情報を無視・軽視して被害を発生させたというこれまでの薬害と共通する構図を指摘できる一方で、「専門家」、マスクミ、あるいはがん患者までも取り込んで、虚偽・誇大なマーケティング戦略を展開する製薬企業に対して、規制当局たる国が余りに無力であり、むしろこれに加担したとも言える構図が示されているところにあります。その意味で、イレッサ事件の解決ができないようであれば、今後、同様の薬害事件が再発することは必至であり、薬害の根絶など覚束なくなっています。

### 三、適正な医薬品評価の欠如

他方、イレッサは、承認時には、抗が

ん剤の本来の有効性の指標である延命効果を確認することなく、腫瘍の縮小反応のみに基づいて承認されました。延命効果の確認は、承認条件として市販後に第Ⅲ相臨床試験を行うこととされたのです。重篤な疾患であるがんに苦しむ患者のニーズに因應するためであるとしても、有効性に未解明な部分が残る医薬品を市場に出す選択をする以上は、患者の生命を危険にさらすことのないよう、それに相応しい慎重さが求められてしかるべきでした。しかし、上述のように、承認前からの宣伝広告がなされる一方で十分な警告がなされなかったのが実態だったのであり、更には、使用医師や医療機関の限定も、全例調査さえもなされませんでした。

そして、市販後においても、承認条件である第Ⅲ相臨床試験（試験名V1532）で延命効果の証明に失敗し、国内外で実施された多くの第Ⅲ相臨床試験でも

日本人について延命効果を証明できたものではありません。現在、米国では新規患者への投与が禁止され、EUでは、わが国に遅れること七年、昨年になってようやく承認されましたが、EGFR遺伝子変異のない患者への投与は認められていません。日米欧の三極において、日本のように広い適応でイレッサを承認している国はありません。

このように、イレッサに対する国の対応は、科学的な医薬品評価に基づいたものとは言えず、こうした態度を国がとり続ける以上、同様に薬害が繰り返されま

### 四、多くのび支援を感謝します

七月三〇日の西日本訴訟の結審にあたっては、原告四名の意見陳述、弁護団からのプレゼン、中島晃弁護士団長の最終弁論に加え、泉南アスベスト訴訟の村松昭夫弁護士、B型肝炎訴訟の長野真一郎弁

護士から、力強い応援弁論をしていただきました。

傍聴も大変多くの方にお越しいただき、傍聴席に入りきれない方には、大阪弁護士会館で待機いただき、その間に、イレッサのビデオ上映をしたり、法廷と同様のプレゼンを行って見ていただいたりしました。傍聴席の入れ替えは三回に及びました。

終了後は、アストラゼネカ社が入っている梅田スカイビルの会議室で報告集会を行いました。ここでもおよそ二〇〇名の方に参加いただきました。

そして、最後は、アストラゼネカ社の周囲を、四〇〇名を超える方の参加を得てパレードして、アストラゼネカ社を包囲することに成功しました。

当日は、入廷シーンからはじまり、法廷撮影、報告集会、パレードと、マスコミの関心も高く、種々の場面が報道されました。

## 五、結審後の行動がさらに重要

原告団、弁護士団では、支援者の会の賛同も得て、現在、以下の全面解決要求事項を掲げ、全面解決のための行動を組むことを確認しています。

### 〈全面解決要求事項〉

1 国とアストラゼネカ社は、薬害イレッサ事件に対する責任を認め、被害者・遺族に謝罪すること

2 国とアストラゼネカ社は、薬害イレッサ事件の被害者・遺族に対し、損害を賠償すること

3 国は、イレッサの再審査にあたり、

少なくともイレッサの適応をEGFR遺伝子変異が陽性の患者に限定したうえで、今後の投与症例につき全例登録を義務づけるとともに、EGFR遺伝子変異陽性患者に対する、全生存期間を主要評価項目とした比較臨床試験を義務づけること

4 「がん対策基本法」に「がん患者の権利」を明記し、これに基づくがん医療体制を整備するにあたり、薬害イレッサ事件の教訓を生かすこと

5 国は、抗がん剤による副作用死を対象とする副作用被害救済制度を創設すること

6 国とアストラゼネカ社は、薬害イレッサ事件を検証し、薬害の再発防止に取り組むこと。

今後の行動がさらに重要になります。皆さんのさらなるご支援をよろしくお願いいたします。

## 圏央道費用便益シンポジウム

圏央道高尾山天狗裁判弁護団事務局長

弁護士 関 島 保 雄



### はじめに

圏央道高尾山天狗裁判の事業認定・収用裁決取消請求訴訟の判決が九月一日東京地裁民事三部で言い渡され、原告住民の請求を全て却下・棄却するというひどい判決であった。特に裁判の最大の争点となった圏央道の公益性を巡る費用便益比問題に関して判決は、費用便益比は公益性判断の一要素に過ぎなく、費用便益分析の実施が事業認定の要件であるとの法令の根拠も見あたらないから、仮に費用便益分析比が一を下回ったからといって事業認定が違法となるものではないとし、さらに国土交通省の費用便益分析の

データが一部開示されていないが、その便益分析が不合理であると認定することは出来ないなどと国土交通省に肩入れする内容で到底納得出来ない判決であった。この判決に対する弁護団・原告団声明も添付します。

なおこの判決の問題点を明らかにするために、判決前に開かれた費用便益シンポジウムの内容を報告する。

一、二〇一〇年六月一九日 上智大学の教室を会場にした「誰のための公共事業か。無駄な道路政策と費用便益問題」と題するシンポジウムを行った。

パネラーとして法政大学教授の五十嵐敬喜さん、一橋大学教授の寺西俊一さん、環境自治体会議環境政策研究所主任研究員の上岡直さん、それに私の四名が報告や意見を述べた。参加者は圏央道や外環道、横浜環状線、都内の都市計画道路反

対運動をしている人たちからの現場の報告があった。

このシンポジウムを行ったのは、圏央道高尾山天狗裁判の高尾山トンネル事業認定取消請求裁判で国土交通省の圏央道建設の公益性の根拠となっている費用便益分析比二・六の数値が科学的根拠を欠いているばかりか便益が過大に操作された数値であることが裁判を通じて明らかになったからであった。

## 二、公益性の中心である費用便益比(B/C)の争点。

国土交通省は、八王子ジャンクションから海老名北インターチェンジの費用便益分析で、便益が一兆四七六一億円であるのに対し建設費用は五七四一億円であるから、費用対効果の便益は二・六となり公益性が高い事業であるとして事業認定の申請をしている。

この費用便益分析が適正に行われた

か、分析に用いられたデータと分析手法及び結果が適正であったか否かは、事業の公共性と公益性、合法性を判断する根幹となる問題である。

ところが、これまで国土交通省は国民に対し、費用便益分析計算の結果のみを示すだけで根拠のデータや資料を一切明らかにしてこなかった。

## 三、費用便益比分析計算根拠の求釈明

原告弁護士は、裁判で、国土交通省に対し、費用便益比が二・六という計算の根拠となったデータの開示を求めた。

しかし、国土交通省は外部業者に委託してコンピュータで、モデルを使って解析したもので、データは保存していないと回答した。

求釈明に回答しないということは、計算の根拠のデータが不正確又は不当な数字を使っているか、計算そのものがマニュアルに従った計算をしていないかが明

白になることを避けていると疑われ、国土交通省の主張する費用便益比二・六が根拠の無い数字であるという疑いが一層高まった。

## 四、国土交通省の手法は費用便益比が過大に出る手法を使っていることが判明。

圏央道に関して、八王子ジャンクションと相模原インターチェンジ間に対する事業再評価における費用便益分析比の二・九の内訳がインターネットで開示されていた。この資料を解析したところ、国土交通省の費用便益分析は、圏央道とその周辺の主要道路以外の「その他の道路」の便益が全体の便益に占める割合が九割以上と高く、しかも「その他の道路」の便益は走行時間短縮でも一二秒以下という誤差の範囲内で、本来便益分析の対象にすべきでない道路であることが明らかとなった。国土交通省は、周辺道路の

範囲を極端に拡大することで、誤差の範囲としか考えられない広範囲な道路網を拡大して便益を上乗せしたとしか考えられないのである。

「その他の道路」を除いて費用便益分析を国土交通省のデータを基に計算すると費用便益比は〇・三六と一以下になり、本来作るべきではない道路と言うことになる。

これは圏央道に限らず、他の高速道路や自動車専用道路でも同様の手法を使っていることが明らかとなった。

典型的な例が東関東自動車道水戸線の三郷から高谷ジャンクション間約二〇kmの交通状況の変化の対象区域は四〇万三一六〇kmの広範囲の道路網で分析している。四〇万kmという数字は、全国の市町村道も含めた道路延長一二〇万kmの三分の一に対応する数字で全国の道路を対象にしたとしか考えられない数値である。それでもこの区間の費用便益分析は事業全体でも一という結果である。無理矢理

費用便益分析を一以上にするために建設による交通量の影響を誤差の範囲で本来便益の計算をすべきでない広範囲の地域の便益をちりも積もれば山となる式で数字あわせをしているとしか考えられない。

## 五、東京新聞の報道はさらに国土交通省の便益を過大に出す水増手法を明らかにした。

東京新聞は、我々の指摘を受けて、国土交通省の全国の主要な道路の費用便益分析を調査しその結果を二〇一〇年四月二〇日の一面トップ記事で報道した。それによると八八件中二十七件の道路が四〇万三一六〇kmの広範囲の道路網で分析していること、「その他道路」を除くと七割の道路事業がB/Cが一以下と作るべきでない道路に該当することを明らかにした。担当の山川記者もシンポジウムに参加して報告した。

北海道の道路の費用便益分析の道路網

がこの四〇万三一六〇kmの広範囲な道路網で、津軽海峡で道路が遮断されているのに九州まで影響が及ぶというばかげた計算をしていることが明らかとなったのである。

東京新聞はこの記事を出すため国土交通省に費用便益手法の問題点や道路網の根拠を求めたが回答してこなかったとのことである。

## 六、

シンポジウムでは、民主党政権のブレインとも言われる五十嵐教授から、民主党政権に代わっても国土交通省の道路建設の姿勢は変わっていない状況をどう変えていくのか、公共事業を中止させる場合の対応を規定した法律の必要性が指摘された。

費用便益問題を突破口に、裁判所が道路建設の公益性公共性に対するチェック機能を十分果たせる理論的根拠を提供することの重要性も指摘された。

# 声 明

2010年9月1日

高尾山天狗裁判原告団 団長 吉山 寛  
高尾山天狗裁判弁護団 団長 鈴木 堯博

東京地方裁判所民事第3部（八木一洋裁判長）は本日、圏央道高尾山トンネル及び八王子南インターチェンジ工事に関する事業認定・収用裁決取消請求事件において、原告らの請求却下・棄却する判決を言い渡しました。

私たちは26年以上に及ぶ圏央道反対運動と事業認定取消請求訴訟や工事差止め請求訴訟を通じて、圏央道により国定公園高尾山にトンネルを掘り巨大な橋脚によるジャンクションやインターチェンジを建設することは、豊かな自然環境や景観を破壊するものであることを強く訴えてきました。圏央道が如何に無駄な公共事業であり豊かな自然環境を破壊するものであるかという認識は国民の間に広く広まっています。

そして裁判所において、圏央道工事により既に発生した八王子城跡の地下水脈の破壊の事実を指摘し、裏高尾地域での騒音被害や大気汚染の被害発生を科学的に立証し、トンネル工事による地下水脈破壊により世界遺産に匹敵する国定公園高尾山の豊かな生態系が破壊される危険性を明らかにしてきました。現に高尾山トンネル工事により私たちが危険性を指摘したとおり、地下水位が大幅に低下し環境破壊が現実のものとなっています。

また、圏央道は都心の渋滞解消や多摩地域の交通渋滞の解消と経済の発展に必要であり、費用対効果でも2.6と便益性の高い工事であるとの国土交通省の主張が虚偽で、データも国民に開示せず、検証をさせない点で非科学的であるばかりか、その数値において過大な便益を捏造していることを完璧に明らかにしました。

このような、私たちや国民の批判を受けて、国土交通省は、道路建設の正当性の根拠になっている将来交通需要予測を下方修正せざるを得ない状況におかれています。

ところが裁判所は、水脈、景観、大気汚染、騒音の被害の実態や危険性を無視し、国の主張する圏央道の公益性公共性をまるごと鵜呑みにして、原告らの請求を却下・棄却しました。判決は、圏央道事業の公益性を最優先し、これにより生ずる被害を無視する国の主張を認めて、行政の誤りを正すべき司法の役割を放棄した不当な判決といわざるを得ません。私達は、この不当判決に対しては控訴して上級審での破棄見直しを求めることとします。

世界遺産に匹敵しミシュランの3つ星評価を受けた高尾山には現在トンネルが半分程度掘られ、裏高尾地域は八王子ジャンクションから地上60メートルの高さに巨大な高架橋の道路が高尾山に向かって延びて、高尾山南側は八王子南インターチェンジの巨大な橋脚やループが蛇のごとくとぐろを巻いて自然景観を台無しにしています。

私たちは、今回の不当な判決にもかかわらず、今後も世界遺産に匹敵し都民のオアシスになっている高尾山を護るために今後も一層がんばることを決意します。

## 司法修習生に対する給与の支払継続について

ノーマア・ミナマタ東京訴訟弁護団  
 弁護士 河津良亮



ないのかと疑問に思う人が多く、そのことが、給与制度が廃止される一つの理由となっていた。

しかし、私は、司法修習生に対する給与を支払をやめて、貸与制度を導入することとは、理論的にも誤りであり、かつ現実的にも国民に被害を与えかねないものであると考える。

### 二、

まず、理論的に考えると、確かに、弁護士というのは公務員ではなく、その意味では国民の税金を財源とするのはおかしいということも一理あるように思える。しかし、前述のとおり、司法試験に合格しても、すぐに弁護士にはなれないのである。そこでなぜ司法修習期間があるのか考えてみると、試験に合格してすぐに弁護士にされると、知識だけある程度あっても、実務をまったく知らない弁護士が、国民の身体・生命・財産に関

一、  
 一般に、弁護士・裁判官・検察官になるには司法試験に合格しなければならぬということとは知られていると思うが、

合格したからといってすぐに弁護士などになれるわけではなく、上記職業に就く

ために必要な修練を積むために、司法修習というのを受けなければならないといふのはあまり知られていないかもしれない（なお、現在の司法修習期間は一年間である）。その司法修習を受けている人を司法修習生という。司法修習生には、これまで国民の税金から大卒の新人社員に支払われる程度の給与（月約二〇万円）が支払われてきたが、今年の一

月に司法試験に合格して、司法修習生となる人からその給与が廃止され、貸与制度になるというのである。

この話をすると、なぜ弁護士になる人たちに国民の税金を支払わなければならない

わる案件を扱うことになり、結局は、その弁護士に依頼した国民の生命・財産等が守れず、ひいては国民の人権が守れないという事態が引き起こされるからである。すなわち、弁護士を育成するというのは、弁護士に依頼することがあり得る国民のためでもあるのである。

もし、司法試験に合格してすぐに弁護士として活動できるのであれば、何ら問題は無いが、究極的には国民のために、司法修習生として修習を受けなければならないのであれば、その間の給与を国民の税金から支払うのはある意味当然のことなのである。

このような例は何も弁護士に限ったことではなく、例えば、医者については、医学部を卒業して、国家試験に合格し、医師の資格をとっても、すぐに医者になるわけではなく、研修医として各病院で働くのである。この研修医には、給与が支払われるが、この大部分を国家が負担

している、つまり国民の税金から払われているのである。医学部を卒業したばかりの医者に手術をしてほしいという人がいるだろうか？人の身体・生命を預かる以上、しっかりと研修を積んで、一人前の医者になつてもらわなければならないのであり、そのために国民に負担がかかるのも当然なのである。

しかも、司法修習生には、修習専念義務が課されており、アルバイトなどの副業は禁止されている。前述のとおり、国民の税金で修習を受けているのであれば、これは至極当然のことである。しかし、給与ももらえないのであればなぜ、アルバイトが禁止されるのであろうか？これについて、修習を提供する費用は無償なのだから例え給与が支給されなくても、修習専念義務があるのは当然だとの主張がある。しかし、司法修習の意義は、弁護士になる個人の教育というよりは、国民のための法曹の育成にあるのが前述

のとおりである。そうであれば、個人に生活のためのアルバイトを禁止する以上、給与を支払うのが当然であろう。

そうすると、司法修習生に国民の税金を払うのは究極的には国民のためだからであり、その給与の支払を停止するのは誤りであること、少なくとも司法修習生に国民の税金から給与を支払うことがおかしいことではないことがお分かりいただけると思う。

### 三、

次に、現実として、修習生に給与を支払わないとどうなるだろうか？

昔（といってもつい五年くらい前までだが）の司法試験は、大学を二年間行っただけであれば基本的に誰でも受験できた。ところが、現在の司法試験は、法科大学院（いわゆるロースクール）を二年ないし三年行つて卒業しないと受験できないシステムになっている。そのため、

法科大学院に支払う学費が昔より余分にかかることになり、多くの人が将来返還しなければならぬ奨学金を借りて、司法試験を受験している。つまり、親からの経済的援助に恵まれている人以外の多くの人が、司法修習生になるときは借金を抱えていることになる（日弁連の統計では、三〇〇万円から多い人で八〇〇万円もあるという）。これに更に借金が嵩むと、弁護士になったときには一〇〇万円以上の借金を抱えている人もいるということである。

一昔前であれば、弁護士になりさえすれば、とりあえずある程度の収入を得ることができるので、これでも問題は少なかったかもしれないが、最近は弁護士になっても就職がなく、仮に就職があっても昔ほどの収入が見込めないのが現状である。このような状況で、たくさん借金を抱えた人が弁護士になると、とても人のために働ける状況ではないことが容易に予想できる。自分が生きていくため

に精一杯で、さらに借金も返済しなければならぬ人が、他人の権利を守るために活動できるだろうか？とにかく、お金を稼がなければと考へても責めることはできないだろう。その結果、金儲けしか考へない弁護士が多数出現してしまうであろう。

こうなると一番迷惑を受けるのは、普通の国民である。あまりお金になりそうにない仕事では頼めない（多くの公害・環境問題はここに入ってしまうのではないだろうか）、仮に頼めてもいい加減に処理されてしまうということが頻繁に起きてしまうのではないだろうか。

かくいう私も、弁護士になった際には約二〇〇万円の借金を抱えていた。私の場合、周りの支えなどもあり、幸いにも無事借金を返済することができたが、これは幸運であつたに過ぎない。そして、お金を稼ぐことはあまり考へ過ぎないよ

もって仕事を進めてきたとは言い難いところはあると思う。私は、現在、ノーモア・ミナマタ東京訴訟の弁護団に参加させていただき、先輩の弁護士の方々や原告の方々を通して貴重な経験をさせていただいている。仮に、私にまだ借金があれば、経済的にも時間的にも余裕がなく、弁護団に参加できていなかったと思う。

このように、借金を多く抱えた弁護士が多数存在するようになると、結局多くの国民に被害が及びかねない。そして、このような状態では志が高くても、経済的な面から弁護士を目指すことを断念する者が増えていくであろう。弁護士になる際に、借金が一〇〇万円以上あると聞けば普通の家庭の子どもでは目指すことをためらうのは当然ではないだろうか。そうすると、経済的に余裕がある家庭の子どもしか、弁護士を目指せなくなってしまう。もちろん、金持ちの子どもたちが弁護士になるのが悪いわけではないが、そのような人しか弁護士を目指す

なくなってしまうのは問題であろう。

四、

以上のように、司法修習生への給費制度が貸与制度に変更されることは、今後司法修習生になる人々だけでなく、国民

の多くにとって大きな問題なのである。

最後に、この問題が弁護士のエゴ（すでに弁護士になっている人が、受け取った司法修習時代の給与の返還を求められているのではないので、弁護士のエゴではないと思うが）と国民から思われな

よう、我々弁護士も、国民の権利を守るために活動するという理念を忘れないようにしなければならぬ。

かように、この問題は国民に関わる大きい問題なのである。

【若手弁護士奮戦記】

ノーマア・ミナマタ東京訴訟に参加して

ノーマア・ミナマタ東京訴訟弁護団

弁護士 遠藤健一

ノーマア・ミナマタ東京訴訟

ノーマア・ミナマタ東京訴訟は、二〇一〇年二月二三日、関東在住の二三人の水俣病被害者が、国、県、チッソに対して損害賠償を求めて東京地方裁判所に提訴して始まりました。

私は司法修習を経て二〇〇九年一二月に弁護士登録をしたばかりですので、それからわずか二か月後に提訴する訴訟に弁護団の一員として参加することができたことになりました。

水俣病問題への関心が弁護士を目指し



た理由の一つであった自分にとっては、このような仕事に携わることができ、とても幸運だと感じています。

そんな私が、①二〇一〇年公害団体合同新春旗開き②初めての患者宅の訪問③水俣病検診④東京大学内の自主ゼミでの

講演といった訴訟に関連した活動の中で感じたことなどを書いてみます。

## 二〇一〇年公害団体合同新春旗開き

まだ、登録して日も浅い二〇一〇年一月八日、「二〇一〇年公害団体合同新春旗開き」に参加しました。それが自分にとっての第一歩でした。

水俣病問題に関心があるということ、熊本の板井俊介先生に話したところ、板井先生がそこに来ていらっしやった水俣訴訟に関係している様々な方々を紹介して下さいました。いろいろな方々に話を伺っているうちに会の終盤になり、関係する事件毎に会場前方に集まり、代表が一言話すことになりました。私もいつのまにか水俣病問題関係者としてまわりの先生方に促されるまま会場前方に並び立っている、マイクが思いがけず私に回って来てしまいました。正直、頭の中はまっしろでしたが、大勢の前で「これから

頑張ります。」などと高らかに宣言してしまっただけです。

## 初めての患者宅の訪問

その日の懇親会に出席したところ、熊本の先生方から「東京の原告を回っているのだけど、一緒に回らないか。」と誘われ、早速始まるのだなと思いました。

一月一七日には、早速熊本の中村輝久弁護士と支援の大島文雄さんと自分の三人で東京訴訟の原告候補の自宅を訪問しました。

その方の話の中で印象的だったのは、自分が水俣病患者であるとは診断を受けるまでは信じられなかったと話していたことです。

手足のしびれやからすまがり（「こむらがえり」ともいいます。）は、年を取ったからみんななるものと思っていたというのです。また、水俣病という劇症型の一目みればそれとわかる重篤な症状

を持った人というイメージだったので、自分がまさか水俣病とは思わなかったとも話していました。

私は、不知火海沿岸地域から関東に移住した人々の多くは、現地からの情報が乏しいことや昔の強烈なイメージがぬぐえないことから、自分が水俣病患者であると気付いていないのではないかと、実感を持って感じましたし、同時に、この訴訟を遂行して多くの未だ自分が患者であることに気付いていない被害者に気付いてもらいたいと思いました。

## 水俣病検診

東京訴訟は、二月七日の中野の検診を受けて二月二三日の第一陣提訴が行われ、四月一日の川崎の検診を受けて四月二八日の第二陣の提訴が行われたというように、水俣病の検診と提訴がセットになって進められて来ました。

私は、その検診の際に、医師が患者を

診察する様子を見学することができました。

そのなかで特に驚いたのは釘のように鋭く上がった検査器具で感覚障害の有無を検査する場面です。患者さんはその検査器具を手や足に当ててもあまり感じないと話していました。

ところが、検査が終わった後、私は、医師が貸してくれたその検査器具に触れると、想像以上の鋭い痛みを感じました。

これがあまり感じないとすると相当危険だと思いました。実際、指先を切つても、血が出ているのを見て初めて怪我に気付くということもあるそうです。

一見すると健常者ですが、被害の実態を知れば知るほど補償の必要性を強く感じるようになっていきました。

### 東京大学内の自主ゼミの学習会

検診の際は、民医連の全面的な協力が欠かせません。その検診のときにも参加

していた民医連で学生担当をされている方から、東大内の自主ゼミで水俣病問題の歴史や現在の問題について、原告や弁護団に話をして欲しいとの依頼がありました。

六月三日の公害総行動における日比谷公会堂の集会後の懇親会で、その学生担当者やゼミに参加している学生と原告三名が意気投合し、その原告三人と私とで大学に行き話をするようになりました。

自分は、水俣病問題は患者の切り捨ての歴史だったということを柱にして、国が現在に至っても不知火海沿岸地域に住んでいた住民に対する健康調査をしていないことの怠慢を訴えました。原告の方には、関東に出てきたことで水俣病についての情報が極端に減ってしまっていて、自分が水俣病だとは思わずになかったことや自身の現在の症状を話して頂きました。

終了後のアンケートをみると、原告の

自分が水俣病だとは思いつかなかったという事実には学生たちも衝撃を受けた様子でしたし、健康調査の必要性について書いてくれた学生もいました。

伝えようとすれば、なんとか伝えることもできるのだなど感じることもできました。もともと、その方法をこれから洗練していかなければとの反省もしました。

### おわりに

このようにノーモア・ミナマタ東京訴訟に携わり、様々な経験をするなかで、しだいに、被害者の苦しみ、様々な場面で運動をサポートしていただいている支援の方々のありがたみ、民医連の存在の大きさを強く感じるようになりました。

今後もそれぞれの力を結集して、より大きな運動にして、大きな成果が得られるよう、私自身微力ながら貢献していきたいと思えます。



も く じ

巻頭言 「画期的判決の獲得か大量被害者の生前救済か」	顧問	千場 茂勝	1
広島・国道二号線公害差止訴訟 第一審判決について	弁護士	足立 修一	5
普天間基地爆音訴訟 控訴審判決	弁護士	日高洋一郎	7
薬害イレッサ西日本訴訟 結審	弁護士	永井 弘二	11
圏央道費用便益シンポジウム	圏央道高尾山天狗裁判弁護士団事務局長	保雄	14
司法修習生に対する給与の支払継続について	弁護士	河津 良亮	18
【若手弁護士奮戦記】	弁護士	健一	21
ノーモア・ミナマタ東京訴訟に参加して	弁護士	遠藤 健一	21